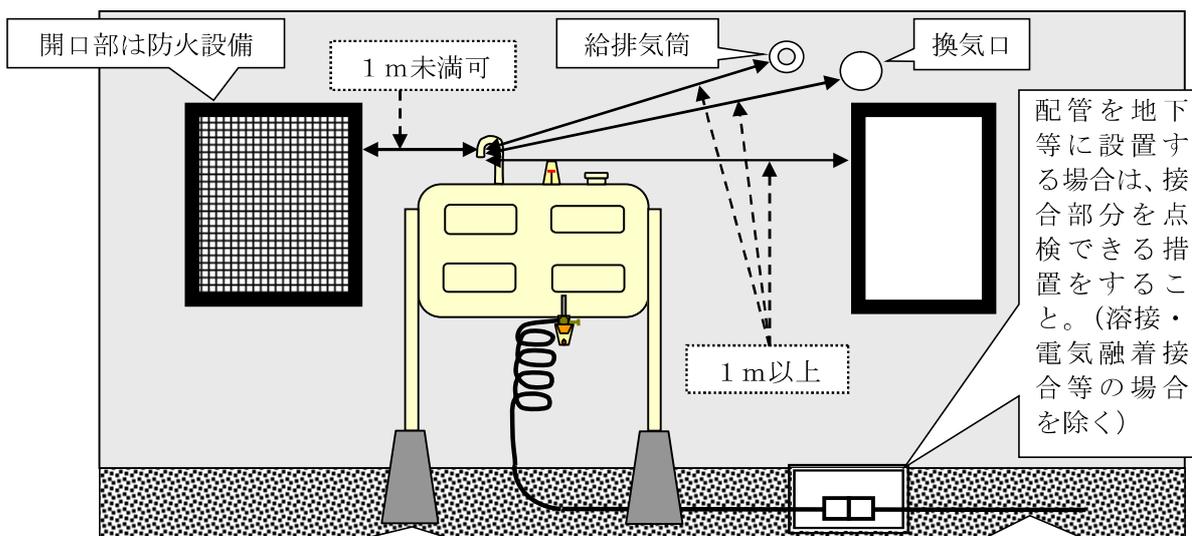


# 少量危険物ホームタンク設置基準（500リットル未満）〈ホームタンク技術基準抜粋〉

札幌市消防局

通気管の先端は、屋外の防火上安全な場所に設けること。なお、建築物の窓、出入口等の開口部又は火を使用する設備の給排気筒が近接する場合は、1m以上離れた場所に設置すること。

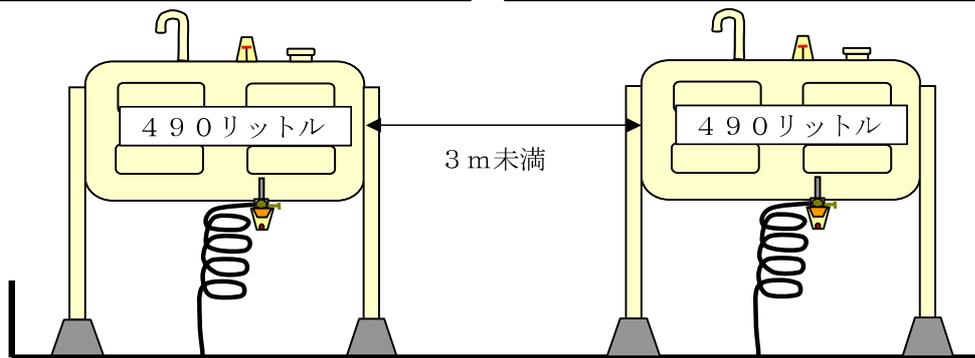
ただし、通気管に引火を防止するため40メッシュよりも細かい目の銅又はステンレスなどの網を設けるか、又は建築物の窓、出入口等の開口部に防火設備を設けた場合は、この限りでない。



タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(例) 東石（600mm以上）を高さ3分の2以上地中に埋設し、さらに、その下に200mm以上となるように砂利を敷き、埋め戻しの際は十分に踏み固める方法。

配管は、車両等の荷重のかかるおそれのある場所に埋設する場合は、コンクリート造のU字溝等により保護すること。また、露出部分についても、被覆銅管など容易に破損するおそれがある場合は、カバー等により保護することが望ましい。



タンク相互の距離が3m未満の場合は、防油堤を設置すること。防油堤の容量は、1の防油堤内に2以上のタンクを設置する場合、それらのタンクのうち、最大のものの容量以上とすること。

なお、2以上のタンクを配管で接続する場合を除き、以下の条件に適合する場合、特例により防油堤を不要とできる。

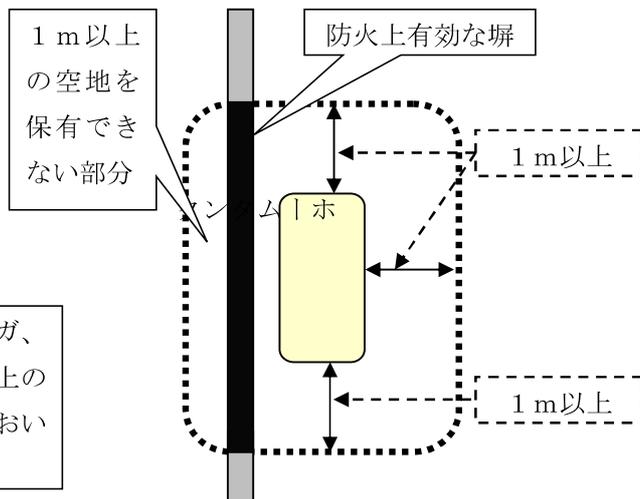
- ・自立タンクで転倒面（表面積が大きい面）の延長上に他のタンクがない場合。
- ・壁面固定タンクで垂直落下した場合に接触する位置関係に他のタンクがない場合。

# 少量危険物ホームタンク設置基準 (500リットル以上1,000リットル未満)

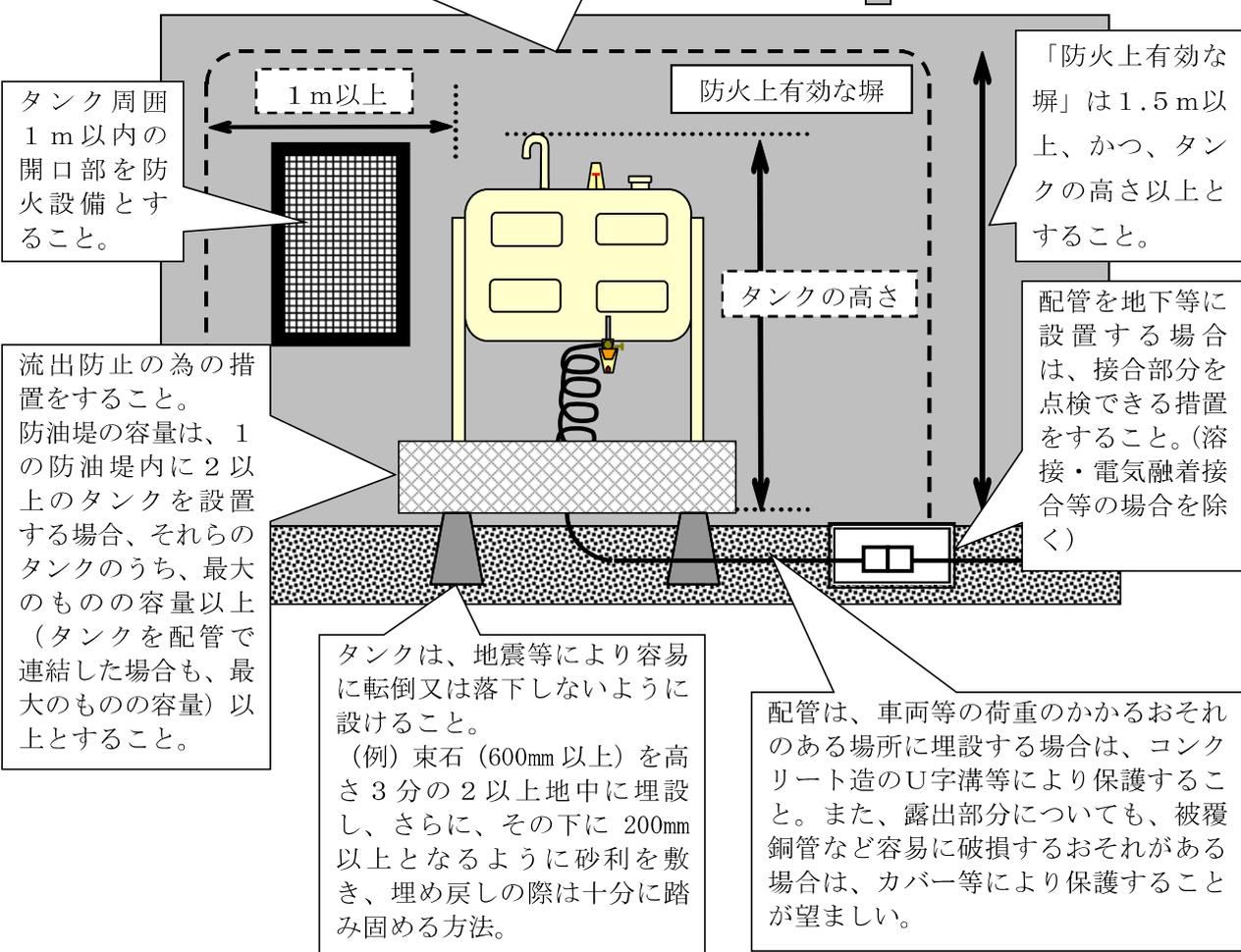
<ホームタンク技術基準抜粋>

屋外において、指定数量の1/2以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、1 m以上の幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

〈平面図〉 保有空地の例



「防火上有効な塀」の材質は、コンクリート、レンガ、鉄鋼、アルミニウム又はこれらの不燃材料と同等以上の防火性能を有し、かつ、風圧力及び地震等の災害においても容易に破損、倒壊しない構造であること。



【お問合せ先：予防部査察規制課危険物保安係 011-215-2050】